

## 広島文教女子大学 GPA 制度取扱要項

### (設置)

第1条 この要項は、広島文教女子大学（以下「本学」という。）における学業成績をはかる指標として、グレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average 以下「GPA」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (成績の評価)

第2条 本学学則 15 条に規定する成績の表示は、秀を S、優を A、良を B、可を C、不可を D とする。なお、実習や留学等の理由により当該学期又は学年内に成績評価を行うことが困難な場合は H（保留）、入学前の既修単位として認定された場合は I（認定）とし、GPA 算出の対象科目としない。

2 成績の評価、表示及び成績評価点（以下「GP」という。）は、次の基準により行う。

| 成績の評価                 | 成績表示 | GP  | 合否  |
|-----------------------|------|-----|-----|
| 秀（90～100点）            | S    | 4.0 | 合格  |
| 優（80～89点）・（再履修可）      | A    | 3.0 |     |
| 良（70～79点）・（再履修可）      | B    | 2.0 |     |
| 可（60～69点）・（再履修可）      | C    | 1.0 |     |
| 不可（60点未満）・（再試験可・再履修可） | D    | 0   | 不合格 |

3 授業実施時間数の 65%以上の出席がなかった者は E（失格）とし、GP 値は 0 とする。

4 成績評価の詳細は、各教員がシラバスに示した方法による。

5 成績表示が「D」となった科目について再試験を受験した場合、従前の成績評価は、再試験後の成績評価の GP に置き換えることとする。

6 成績表示が「A」「B」「C」「D」となった科目について再履修した場合、再履修した際の成績評価の GP は、従前の成績評価の GP に置き換えることとする。

7 第3条に規定する累積 GPA 値が 2.0 未満の学生は、前期では履修登録期間終了まで、後期では履修登録変更期間終了までに、当該学期から卒業するまでの履修について担当チューターによる指導を受け、その内容を「履修計画書」（様式 1）にまとめ、当該学科長の承認を得て学生サポート課に提出することとする。

### (GPA の算出方法)

第3条 GPA には、学期ごとに算出した当該学期 GPA 及び各学期を累積した累積 GPA があり、いずれもその計算方法は、次のとおりとし、計算値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して表記する。

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（算出時に H, I となった単位数を除く。）}}$$

### (GPA の対象とならない科目)

第4条 評点を示さず、認定によって単位を修得した科目については、GPA の対象とならないこととする。

(履修取り消し)

第5条 履修登録期間終了後に、休学、病気欠席等をやむを得ない事由で、学生から履修取り消し申請があった場合、大学はこれを許可することがある。

(事務)

第6条 GPAに関する事務は、学園統括部学生サポート課が行う。

(細則)

第7条 この要項に定めるもののほか、GPAの取り扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

**附 則**

1. この要項は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
2. 編入学生については、前項の規定にかかわらず、編入する学年の者に準ずる。

**附 則**

1. この要項は、平成22年4月1日から施行する。
2. この要項は、平成21年度入学生にも適用するものとする。

**附 則**

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。